

E. カーペンターとシェフィールド の煤煙公害

工 藤 雄 一

現代世界において、我々の国が公害の最先進国であるということは、もはや世人周知のことに属するであろう。(この面での最先進性は、日本資本主義が他の先発資本主義にくらべてその発展の開始がかなり遅れたということからくる資本の後進性・前期性と、裏腹の関係にあるが。)そのことの格好の証拠として我々は、日本のチッソ水俣病が今や“Minamata Disease”で世界的に知られ、通用するようになったということを挙げうるのである。さて、では、歴史的にはどこの国が公害の先進国であったのだろうか。それは、資本家の生産様式や市民社会 (bürgerliche Gesellschaft) が世界史上最も早く成立したイギリスであった。そして、イギリスは、産業革命期・産業資本確立期を経る過程で、更にそれ以後の歴史的過程においても、不断に各種の公害に直面してきた⁽¹⁾。その一つは、煤煙公害 (Smoke Nuisance)⁽²⁾であった。我々は、イギリス煤煙公害防止運動史を扱った川村紹雄氏の論文を既に学的共有財産としてもっているが、そこでは全く言及されるところがなかったものに、シェフィールド

(1) 宇井純・宮本憲一・宮脇昭『公害・原点からの告発』、講談社、1971年、73—79頁。

(2) Nuisance 概念の歴史的変遷については、矢頭敏也「英米法におけるニューサンス研究への序説(一)」『早稲田法学』、第31巻3・4冊、1956年、355—404頁；第32巻1・2冊、同年、135—224頁。

(3) 川村紹雄「主として法規上から見た英国のばい煙運動史」『燃料及燃焼』、第25巻第3号、1963年、29—65頁。

の煤煙公害⁽⁴⁾がある。その煤煙公害とそれの除去に努力した市民達について、私は時代的にはほぼ1889年に焦点を絞りながら、以下で若干の歴史的叙述を試みようとするものである⁽⁵⁾。

このシェフィールドの煤煙公害を撲滅すべく、1880年代後半に、民主主義の詩人エドワード・カーペンター⁽⁶⁾（1849—1929）と彼の社会主義者集団は、反公害闘争を提起した。その際に、彼らは煤煙公害をどう認識していたか。具体的に煤煙公害はどのような現象形態を示し、動植物や人間にいかなる影響を与えたか。それは社会科学的（体制面・価値面）にも、自然科学的（素材面）にも、何によって惹起されたか。どんな方策をとれば、公害は除去されるのか。工業家、自治体当局、司法当局、労働者及び被害者（その大部分は賃金労働者であろう）は公害という社会的現象に直面し、その除去につき各々どのような態度をみせたか。ビクトリア後期イギリスの反公害闘争者に現代日本の反公害闘争者が対峙したら、彼の公害観・公害認識はどうみえてくるか。この観点から、それを以下で検討してみたいと思う。

1. 紙上キャンペーン

(1) 問題の提起——1885年5月23日付書翰

カーペンターは、反公害闘争の一環として新聞への投稿による世論喚起を謀った。彼はシェフィールド近郊⁽⁷⁾から、強力な地方自由急進主義の傾向を看板と

(4) 1830年から煤煙公害の存在が指摘されていた (S. Pollard, *A History of Labour in Sheffield*. Liverpool, 1959, p. 13.)。

(5) 資料は都築忠七先生所蔵の Carpenter Collection のコピーを更に複写したものの。記して、先生に謝したい。その書目として、Sheffield City Libraries, *A Bibliography of Edward Carpenter: A Catalogue of books, manuscripts, letters, etc. by and about Edward Carpenter in the Carpenter Collection in the Department of Local History of the Central Library* [with a portrait. pp. ix 83.], Sheffield, 1949. 上記図書館へ申し込めば、現在でも送料共 £0.93 で入手可能。

(6) 最近彼は「批評家」「ホモセクシュアリスト」として紹介された (「E. M. フォスターの問題の遺著が出版」『朝日新聞』1971年12月6日夕刊)。

(7) Millthorpe near Homlesfield. ここへ1883年に居を定め、1922年まで住んだ (E. Carpenter, *My Days And Dreams*, London, 1918, p. 112; Sheffield City Libraries (以下で S. C. L. と略), *op. cit.*, p. vii.)。

E. カーペンターとシェフィールドの煤煙公害

した自由党系地方紙 *The Sheffield Independent* (以下で *SI* と略) の編集者リーダー (Leader)⁽⁸⁾ へ書翰を寄せた。それは、同紙の89年5月25日号の通信欄に“SMOKY SHEFFIELD”と多分編集者により題され、掲載された。

その中で注目すべき論点は、いくつかある。それは、第一に、①近代的な改良炉の採用②煤煙公害に関する旧条例の施行と新条例の制定とによって、公害を防止しようとしている点である。①については、本稿でみるかぎり、近代の科学技術に対する一種の信仰をカーペンターが持っていたと言いうるようと思われる。あるいは、正当に、公害を防止しようする水準の技術であったとすべきであろうか。②は、後述の民衆講義で「単なる茶番」と断定される。第二に、公害の根因として社会科学的に、というよりも社会批判的に一握りの人々（製造業者）の致富欲を指摘していることである。従って、煤煙公害を自然的現象でなく経済的社会的現象と観ているということである。その書翰中の「その富を煤煙によって得ている」という言葉は、現代日本で戦後の、特に昭和30年代の自然と人間を破壊した高度な経済成長は教育程度の高い良質の低賃金労働によってだけでなく公害のたれ流し・吹き流しによっても達成されたと言うことと本質的に同義であると、私は解する。既に1889年代に、このことが、カーペンターによって把握されていたのである。しかし、この文中で、彼は公害の原因を自然科学的に究明していない。つまり、汚染物質を分析していないのである。これは次の書翰の論題に属する。第三に、煤煙公害の影響として、自然の破壊と人間の破壊（具体例は呼吸系や神経系の病気やそれによる死亡）と都市環境の悪化を認めていることである。ここで見るかぎり、後述のものをも含めて、彼の書翰には、下水道・水供給・道路舗装等の都市問題の問題として具体的な言及はほとんど見られない。このことは、彼がこの方面に無関心であったこと

(8) Pollard, *op. cit.*, p. 120.

(9) カーペンターはマルクスの剰余価値の理論を彼なりに理解し肯定している (Carpenter, *op. cit.*, p. 140.) だけに、抽象的に社会科学的に産業資本の蓄積運動の惹起するものとして公害を把握していない点は、彼の社会思想・社会主義を解明する上で一つの鍵となるであろう。私は見ていないが、“The Value of the Value Theory.”, *To-Day*, June 1889 (Carpenter, *op. cit.*, p. 140, note 1; S. C. L., *op. cit.*, p. 17.)。

を意味しない。最後に、製造業者や彼らを庇^{かば}う煤煙検査官を痛烈に批判していることである。この書翰では、公開民衆講義において適切に剔抉された産業資本・地方行政権力・地方司法権力の公害をめぐる醜悪な三位一体的野合の指摘と批判は、存在しないのである。

その文章の調子は激しく詩的でさえあり、人々の心を揺り動かす迫力と説得力をもつ。しかしながら、つまるところ、製造業者（産業資本家）と自治体当局の自発的責任感と良心に訴えようとする姿勢は目立つのである。当然に、問題提起の時点では、このような論旨の展開の構えと発想の仕方をとらざるをえなかったことは、十二分に斟酌されるべきではあるが。公害の解決に当っては、第三者を介さずに加害者と被害者が直接に交渉すべきだという現代日本の反公害闘争の大原則からして、当然にこの発想は問題視されるであろう。

(2) 市民の反響¹⁰⁾

さて、この問題提起・煤煙公害の告発に対し、シェフィールド市民は、どのように反応したか。彼ら及び彼女らは、総じて、よくぞ我々が日頃言いたいと思っていたことを主張してくれたとばかり、双手を挙げて歓迎し賛同したのである。そのような人々の中で、カーペンターに答えて最初に SI へ投稿してきたのは、実に興味深いこと¹¹⁾に、二人の婦人であった。TOWNSWOMAN は女権論者・運動家であるらしく、婦人・労働者問題を踏まえ、それらと不可分な問題として煤煙公害を論じた。彼女は、問題提起者に対する個人的義務感から投書したのである。終りに、彼女は、煤煙消費が町の人々から職を奪うなら、雇用主にそれを強要することは邪悪であろうと言い、「多分、編集者氏、貴方は、市民の集会がその問題を考えるために召集されるべきであると示唆なさるでしょう。私は、貴方が人々の利益を深く心に掛けて下さることを確信してお

(10) 資料はすべてカーペンターによって切り抜かれた新聞（紙名は不明、恐らく SI）の諸断片。

(11) 現代日本で、例えば、大阪セメント進出阻止闘争で勝訴した大分県臼杵市の^{かぎなし}風成地区でも、新全総の一環としてのむつ小川原工業開発に反対して続けている青森県^{かづまた}上北郡^{ちうつ}六ヶ所^{しよ}村でも住民闘争の原動力は婦人であった（『朝日新聞』1972年1月29日、同年2月12日号）。

E. カーペンターとシェフィールドの煤煙公害

ります。」と婉曲的に恫喝している。このことから、この女性は中産階級に所属したと推される。結局、それは製造業者（中産階級）の利益を図ることになるからである。

次に、5月27日付で投書した他の婦人エミリ・スワンは、その投函地が軽工業労働者区ウォークリ⁽¹²⁾であるところから、労働者の妻であったろうと思われる。彼女は「真理の精神が抑えられず、スノウドロップやクロッカスのように霜の降りた固い大地を突き破り、咲かねばならないし咲くであろう時が諸国民の生活において来ることがある。」と、カーペンターの「堂々たる手紙」を読んだ時に、感じたという。そして、彼女は早く公害が除去され、子供や自然が回復することも強く望むのである。

5月28日付で投稿した E. E. ホリディは、一部の衛生委員は煙による汚染を強く意識しており、衛生当局が治安判事裁判所 (magisterial bench) で公正な支持を得ていないという見解を抱いている、と伝えた。彼は個人的に、カーペンターに彼の時宜を得た痛打の故に感謝したのである。これは、わずか10行の投書であった。

J. スケテリの5月28日付投書は最も長く、冒頭でカーペンターの公害告発に感謝している。彼が「誰も大気を汚す権利をもたない (No one has a right to befoul the atmosphere.)」ときっぱり言い放って製造業者を批判した点は、他の投稿者に比して抜群にきわだっている。私には、この宣言は、現代の「環境権」⁽¹⁴⁾を打ち出した米法の背後にある人民の権利意識の大きな歴史的潮流にどこかで連っている、と思われてならない。我々日本国民の日常生活の中で、このような言葉が、すぐ口を突いて出るだろうか。そしてまた、都市問題自体と、それと公害問題との緊密な関連とを明晰に論じ分析しているのも、彼である。この点で、紙上キャンペーンの範囲内でみるかぎり、カーペンターより優れていると言えよう。イギリスの大都市外部に住む人々は、内部に住む人々よ

(12) ポラードの言う意味での軽工業。彼はシェフィールド鉄鋼業を light trades と heavy trades に分ける (Pollard, *op. cit.*, p. vii, Ch. II. III.)。

(13) Pollard, *op. cit.*, pp. 89—90.

(14) 高柳信一「ミシガン州環境保護法」『公害研究』, 第1巻第1号, 1971年, 55—57頁。

りも充分な健康だけでなく、長い平均寿命をも享受していること。これを、彼はチャドウィックの1842年報告書と登録所長官の第25次報告書の数字例を挙示して論証した。また、彼は社会問題の解決に婦人が果たす役割の重要性を主張したのである。

恐らく *SI* の社説と覚しき新聞断片は、先の婦人の要望に答え、公害被害者の集会よりも加害者のその開催が望ましいと示唆した。更に、この記事の筆者は、公害問題の解決策を、反公害闘争の先頭に立つ指導者（この社説は彼を十字軍遠征の Peter the Hermit に擬した）の大活躍と、製造業者の損得勘定に基く社会的責任の自覚に求めたのである。つまり、同紙自体は公害反対運動の中立的媒体の役割に終始しようというのだ。ここに、*SI* の地方自由急進主義的新聞としての限界が暴露された。こういう点こそ、のちにカーペンターによって常に無意味なことを書いているとあからさまに侮蔑されたのであろう。

そしてまた、6月5日の新聞断片によれば、リーズには過度の煤煙を出したかどで召喚された人々に罰金を課した有給治安判事がおり、リーズ鋼業会社がこの違反のためにその判事の前に引き立てられた時に、鋼製造では煤煙の発生は不可避であり、もしそのような起訴が企てられたならば、鋼業はシェフィールドを去るであろうという公害企業弁護論が出された。こういったところをみると、公害企業の居直りや高姿勢は、洋の東西を問わず、いずこでも同じらしいのである。

5月29日付の投稿で、キャザリン通りの BELIEVER は、彼の家族が煤煙公害を甚しく被っていることを伝え、その早急な解決を願った。なぜ、この公害被害者が公害発生者＝加害者と直接に自主的に交渉し被害を喰い止めようとし

(15) Edwin Chadwick, *R eport on the Sanitary Condition of the Labouring Popoulation of Great Britain*, 1842, ed., with an introduction by M.W. Flinn, Edinburgh, 1965.

(16) カーペンターもそうであった。彼によれば、the modern Woman's Movement は1870年代中葉から形をとり始め(Carpenter, *op. cit.*, p. 81.), the Woman's Movement は既に社会の再組織に大きな影響力をもちつつある運動であった(C., *op. cit.*, p. 98.)。

(17) 1897年6月29日付書翰、*SI* に掲載。

E. カーペンターとシェフィールドの煤煙公害

なかったのか。当時のイギリスでも、この種の泣き寝入りする被害者が多かったし、それが常態であったのだろう。

トーマス・ガーバットは、¹⁸重工業労働者地区アッタークリフ¹⁹発5月29日付投書で、カーペンター書翰の趣旨に心から賛成し、煤煙消費の科学的方法（手による燃焼法）を披瀝した。

6月6日号の *SI* 紙上で ENGINE TENTER は、富と権力のための競争が健康にとって何が最善であるかを考える時間を彼らに残さないことを危惧し、先の投書者のいう科学的方法を支持した。そして、彼は煤煙公害の原因をより多くのボイラールームの²⁰大欠如に見出したのであった。

最後に、ST. GEORGE なるセント・ジョージ街の一住民は、6月6日号の *SI* に載った6月1日付の投書で、彼が被っている煤煙公害の実態を告げ、一部の法制定者は（この場合には法破壊者であるが）公害発生者が罰せられるのを妨げるべきでないと明言したのである。

これらの市民の反響を踏まえて、カーペンターは次の手紙を草した。

(3) 中間報告——1889年8月13日付書翰

既述の5月23日付書翰では、公害除去の手段として改良炉と法律が挙示されていたが、それぞれ具体的には論じられていなかった。この論点について、鉄鋼業資本家は公害防止の技術が現存するにも拘らずそれを用いて公害を無くそう（「社会的費用」²¹を内部化＝発生者負担しよう）としない怠惰な姿勢を指弾するために、89年8月13日付書翰をカーペンターは保守党系地方紙 *The Sheffield*

(18) (19)を参照。

(19) Pollard, *op. cit.*, pp. 89—90.

(20) 工場内の公害発生源は、一つのボイラーに付属した二つの炉 (furnace) であった。

(21) 公害を経済学的に規定すれば、次の通り。公害は外部不経済＝社会的損失であり企業の経済活動に伴って発生し、資本のコストに算入されず、社会あるいは自然の負担や犠牲になっている損失のことである。このうち、貨幣的に計算しえず絶対的に補償しえない損失は絶対的損失、他方貨幣的に計算しうるしその大部分は貨幣的に補償しうる損失は相対的損失＝社会的費用、と呼ばれる（宇井・宮本・宮脇、前掲書、164—169頁；宮本憲一『社会資本論』、有斐閣、1967年）。

⁽²⁾
Telegraph の編集者へ送った。それは“THE SMOKE NUISANCE.”と題され、8月15日号の同紙に載せられた。

そこで、初めに、彼は、公害防止装置たる改良炉を備え付けた・ロンドンにある工場を自ら実際に訪れ、十分に調査したことを告げた。この書翰全体が、彼の見聞を基盤にしており、公害研究（防止）の技術学的工学的側面を扱った。このことから知られるように、彼は行動の人であった。現代日本の公害研究者の諸原則の中に、実際に公害の現場へ行き公害状況総体を把握する「現場主義」の原則があるが、ビクトリア後期の彼も、この原則の忠実な実行者であったのである。

ここで例示された公害防止器機は、⁽²⁾ビカの自動給炭装置（mechanical stoker）であり、類似の器機の製造者にはリース（Leith）のシンクレア、マンチェスタはチェダトンのマクドウガル、そしてボウルトンのカスがいた。この防止器機の一般原理は同一であり、大略次の通りであった。燃料（石炭）は、炉の上に備置された漏斗から機械的作用により絶えず少量ずつ投下され、炉戸（fire door）の丁度うしろの火格子の上に落ちる。そこから、火棒（fire bars）の自動的運動がブリッジに向かって燃料を緩慢に運ぶ。燃料が火棒の端へ達する時まで、それは灰になっており、灰落とし孔におちる。勿論、漏斗からの供給の速度と、火棒に沿った燃料の移動のそれは、必要に応じて調整される。この原理に基いて製作された機械は、四つの利点をもつ。すなわち、それは、第一に、燃料が炉戸を開くことなしに絶えず投じられること（急激な冷却がないこと）である。次に、煤煙は煙道へ達する前に白熱した塊の上を常に通らねばならず、従って消費されることである。第三に、炉棒の移動は、焼塊化を妨げ頻繁な清掃の必要を省くことである。最後に、手を使う燃焼方法により普通のボイラー用石炭（steam coal）から得られるのと同じ位良い結果が、この方法によっても粉炭から得られることである。総じて、経済と無煙が達成されること

(2) 編集者はレング（W. C. Leng）（Pollard, *op. cit.*, p. 103）。

(3) ファース・カレッジ講義ではランカシャのアールズタウン（Earlstown）の業者。

E. カーペンターとシェフィールドの煤煙公害

である。このような諸利点をもつ公害防止器機は、ボイラー当り約100ポンド以上もかからず、工場の固定資本の価値額に比すれば単に名目的な額にすぎないのであった。

以上は、公害防止の技術的可能性についてである。以下は、その行政的・法律的側面に関してである。公害防止の主要な障害は、煤煙の発生に利害関係をもつあるいは自らもつとみなす人々から大部分なるタウン・カウンシル自体と、その友人たる製造業者を告発したがる治安判事の奇妙な態度とであった。ここに、市政と司法の民主的変革に対するシェフィールド市民の要求が正当化される根拠があった。公害防止の技術的可能性とたいした金のかからないことが証明された今となつては、防止手段の有無を知らないとか金がかかるとかは、公害防除の努力を怠る十全な口実と全くなりえない。こうたみ掛けて、カーペンターは工業家や自治体や地方司法当局に公害防止の実行を迫るのである。

次に、二つの提案が行なわれた。それは、まず第一に、タウン・カウンシルの保健委員会は、煤煙防止の可能性や装置の費用・効率に関する疑いを一掃するために、それらを調査する3、4人から成る小委員会を設置することであった。第二に、煤煙公害に関する厳格な条項をもつ公衆衛生法を施行することであった。さもなくば、私的諸個人が地方自治省 (Local Government Board) へ上訴し委員 (a Commissioner) を派遣してもらい、シェフィールド市政を監査してもらおうと、カーペンターは威嚇している。

最後に、ボイラーやあらゆる種類の暖熱炉やのための他の方法が存在すること、そして今表面化しつつあるガス燃焼の大問題が別個に論られるべきことが指摘された。

上述のことからうかがえるカーペンターの公害解決に対する姿勢は、あくま

24) 1869年までに労働者階級が選挙人の多数を占めたが、タウン・カウンシルは依然としてほとんど排他的に中産階級の機関 (a "middle-class body") であった (Pollard, *op. cit.*, p. 120.)。

25) 1875年公衆衛生法。それまでの汚染防止法の中で最も優れたもの。地方当局に多くの強力な権限を賦与し、その後の煤煙防止に関する法律—1926年公衆衛生 (煤煙防止) 法及び1936年公衆衛生法の基礎となった。川村, 前掲稿, 40頁を参照。

でも既存の諸制度によって、かつ、その枠内で公害絶滅を期そうとするものであった。そこに、この時点での反公害闘争者としての彼の限界があるように思われる。

(4) 総括——1889年10月27日の土曜公開民衆講義

既述のことすべてを整理したもの、それこそ、89年10月27日土曜の夜にシェフィールドのファース・カレッジで「煤煙公害——その原因と矯正——」²⁶⁾という主題の下に行なわれた講義であった。演題が最近大きな関心呼び講師が問題の提起者その人であっただけに、大講堂は満員であった。

その講義で、彼は開口一番「人が運命に屈するのと同じように、人は慣習に従う。」という格言を引いた。彼によれば、シェフィールドの大気の煤煙汚染を甘受して、ほとんどそれを除去する努力をせず市民の頭を下げさせたものは、数世紀の慣習であった。しかも、煤煙はいわば必要欠くべからざるもの (breath of our nostrils) となり、一部の人々はそれを繁栄の徴²⁷⁾と商業的成功の広告として誇ってもいたのである。ひるがえって、我が国でも、明治以来このような事情が存在してきた²⁸⁾。

この講義で、前述の2書翰では論じられなかった煤煙公害に関する自然科学的考察が、与えられたのである。それによると、煤煙は固形成分と気体成分を含有する。前者は、黒い煤・アンモニア諸塩・瀝青あるいはタールから成る。これらのうち、最初のもは普通「ブラック (black)」と呼ばれ、それは人の顔にぶつかり鼻の上に落ちてきたり、時には雨のように通りに降り注ぎ、また

26) 新聞記事 “THE SMOKE NUISANCE: ITS CAUSE AND CURE”, 紙名不明, October 28, 1889. Carpenter, *op. cit.*, p. 328; S. C. L., *op. cit.*, pp. 16—17をも参照。

27) カーペンターは筋肉労働者の中で生活することを欲して Cambridge の Fellow を辞任し Cambridge University Extension Lectures の講師 (天文学) として北部諸都市を巡回し、それから社会問題等について各地で講演した (Carpenter, *op. cit.*, p. 78, Ch. IV., XIV)。

28) “They (Northerners and Midlanders) were proud of the soot and smoke in which they drenched the cities in which they made their money.”, E. J. Hobsbawm, *Industry and Empire*, p. 156 を参照。

29) 都留重人編『現代資本主義と公害』, 岩波書店, 1968年, 16頁, 30頁。

E. カーペンターとシェフィールドの煤煙公害

他の時には雨と混って、衣服・顔・公共建築物・偉人の彫像を陰うつな色に染る。その上に、「ブラック」は、肺へいく途中の空気通路を塞ぎ、充分な量であれば肺そのものをも塞ぐ。煤煙の気体成分を固体成分から分離すると、先述の五つの物質は有毒であり、既存の状態の下では急速に空中へ消散せず、煤煙によって地表へ落ち、鼻孔を刺戟し、活力を低下させる。煤煙のうち、炭酸と亜硫酸のみが真に必要である。それらを吸収する煤によって地表近くへ留保されなかったならば、迅速に空中へ拡り、ほとんど不便宜を惹起しない。

こう分析した後に、カーペンターは煤煙のもたらす諸弊害を列挙する。すなわち、①人間や動物の窒息。②様々な病氣，就中，呼吸器官のそれと，日光の不足によって併発した神経組織の病氣。③視力の損傷・道路事故の被害等々。④建築物や衣服等の損害。これは巨大だが，評価しがたい。⑤毎年放出される数千トンの不完全燃焼の石炭——絶対的浪費。moral evilsのうち，以下は貨幣で評価されない。⑥大都市の意気消沈・活力低下・神経系や呼吸系の消耗に帰因する飲酒の増大。⑦貧民の生活悪化。彼らの周囲からの明るさと日光の除去，うすぎたないコートやアレイに住むことを余儀なくされている彼らの運命。⑧人間生活における最も貴重なものの一つである自然のあの至高美の煤煙による破壊。

上の指摘から，万物を数量化して表現せねば満足しない性癖を身に付けてしまった我々は，単に物質的弊害だけでなく，moral evilsをも彼の公害論の対象としえ，それらは貨幣で計りえないとしたカーペンターの公害認識の広さと深さに瞠目するであろう。それは，計量化思考・数字信仰に毒された思考片輪の多い昨今であるだけに，なおさらのことである。

更に，カーペンターの気象学的考察によれば，イングランドの気候は，その地が“merrie England”⁽⁸⁰⁾であり日光と花であふれていた旧き良き時代に常であったほど好順でなく，雨・雲・寒気・霧はかなり増してきた。「我々がそう

(80) 筆者にはなぜ必要なのか理解できない。

(81) “SUNSHINE AND COAL” By E. C. [cutting from *The Daily News*, May 28, 1921. にも“merrie England”が引かれる。

したのだ。」(聴衆の拍手)しかし、それは矯正しうる。現代の科学的技術知識によって、既存の方法と装置によって、煤煙の公害は破棄される。このことは、カーペンターの固く信ずるところであった。

次に、講師は技術の歴史を辿り、1785年にジェイムズ・ワットは煤煙を消費するボイラー炉の使用を示唆し、30年前にシュークスは煤煙消費装置 (consumer) を製作しており、自動給炭装置はその改良であると主張した。先の8月13日付書翰で挙げられた諸種の公害防止器機について詳細に再論し、ここで新たに、全く煤煙を生じないガスによってボイラーを燃すジーメンス法 (Siemens system) と、個人住宅を暖房する他の諸方法とを説明している。人々は、数年たてば、現代の燃焼方法の汚ならしき・無駄・無効性に長く我慢したことを不思議がりながら思い出すことは確かである。こう未来を空想したのである。

最後の論点は法であった。この時点のカーペンターにとって、いくら公害規制条例が成立しても、それらの施行は「単なる茶番 (mere farce)」にすぎなかったのである。そのような公害条例があっても、大部分製造業者から成るタウン・カウンシルは、彼らによって任命された煤煙検査官の怠慢を目くばせし、助長しさえした。更に、有給治安判事は有罪判決の場合に、罰金を払わなければならない人々の富を考慮して、名目的なものにすぎない罰金を課しただけであった。やはりここで重要なのは、立法は単なる茶番だと彼が言い切っている点である。この点に関連して、現代日本では、公害規制法がかえって公害是認法におとしめられている事実を想起するだけでも、この断定は納得されるのである。現代的な響きすらもつのである。

結局、公害は無用のものであるという意味のことを鋭利に論じ、彼の講義を終了した。この間、終始、聴衆は拍手、また拍手の有様であった。C. A. グッドハート師は立って講師に謝し、煤煙に長く我慢してきたことを遺憾としたのであった。アルフレッド・テイラー氏は、提出された決議(公害反対の決議?)

(82) Watt to De Lue, 10th September, 1785 (Archbald and Nan L. Clow, *The Chemical Revolution*, London, 1952, p. 113.).

に賛成し、議事が尽きた。

公害の実態・原因・解決に視座を定置して、ひとは上の講義から煤煙公害の総体的分析の成果（カーペンター個人における「学際的協力」の成就）を看取しうるといってよい。彼の講義は、それだけの質と量を内包していたのである。ほとんどあらゆる点で、彼の主張は鋭角的で適確である。それは、彼の発言のたびに大入り満員の聴衆から拍手喝采が沸き上がったことから、知られる。ただ、欠けているものがあつたとすれば、それは一般市民のための反公害闘争の運動論・組織論であつたろう。しかし、我々は、カーペンターの後年の回想から彼及び彼の属した社会主義者集団の公害闘争の組織論・運動論の一端を知りうる。以下で、それを見てみよう。

2. 街頭扇動

当時のシェフィールドの社会主義者集団は、煤煙公害の撲滅を市議会（city council）や地方住民に精力的に訴え始めた。カーペンターの信ずるところによれば、彼らは煤煙公害の諸弊害の除去に取り組んだイングランドで最初の諸団体の一つであつた³⁴。それでは、街頭で彼らはどのようにして市民に働きかけたのか。彼らは一つのテーブルを通りに持ち出し、小さな演説を行ない、リースリットやパンフリットを配った。このような社会主義者達の公害撲滅の呼び掛けに対して、当時の労働者はどのような態度をとったか。労働者は彼らの活動をもっとも嘲ったのである。すなわち、「彼ら（カーペンターら）は、我々が煙（Smoak）なしに済ませることを欲している。しかし、我々は、煙なしに、どうして生きていけるのか。もし煙がなければ、工業（Trade）もな

③① ③①を参照。「(1921年から)30年以上前に」煤煙公害に取り組んだ「シェフィールドの我々の社会主義者集団」とは、ハインドマンと社会民主連盟（Hyndman and the S. D. F.）から別れて the Socialist League を結成したモリス（William Morris）の、シェフィールド来訪の結果1886年3月上旬に創設された our Sheffield Socialist Society（少数の社会主義者達や進歩的急進主義者あるいは普通の男女労働者から成る）のことか。S. S. S. はそれから5、6年間活動した。参照 Carpenter, *op. cit.*, Ch. VII.

③② 1880年代から各地で民間の煤煙防止運動が勃興した（川村、前掲稿、44—46頁）。

い。」と。カーペンターらは、苦勞しながら、公害をあたかも自然現象のようにみなす労働者のこの抜き難き偏見を打破し、Smoke and Trade でなく No Smoke and Trade が可能であることを彼らに納得させていったのである。ビクトリア後期シェフィールドの労働者の公害認識は、かくの如くであった。

3. 闘争の成果

これまで述べてきた一連の公害闘争によってシェフィールド社会主義者達や勤労民衆は、いかなる成果を獲得したか。彼らは同市の煙害を撲滅し、Black Sheffield の汚名を返上しえたか。それについて、カーペンターの言うところを聞こう。「私は四方八方で、大気の改善された状態について町の中央に住む人々から感謝の言葉を聞く。たった昨日、パイバンクの近くで、知るよしもない・多分シェフィールドの煤煙によって惹き起こされた肺病の最終段階に彼女自身ある・貧しい被害者によって私に同じことが繰り返された。」⁶⁵⁾勿論、それは改善であって公害の完全防止ではなかったろうが、この闘争が資本家に公害の自主規制を強制することにより一定の成果を獲得したことは首肯しうるであろう。

4. 以後の公害観

1921年論文⁶⁷⁾で、カーペンターはイギリス史上の人民の公害観を概説し、1887年の煤煙公害防除法案⁶⁸⁾に関する証言の議事録に、エドワード1世が煤煙を発散させる建物は引き倒されるべしと布告したという記事があると述べ、それに全面的に賛成したのである。彼の公害観・公害認識は、ついに、ここまできていたのである。これは、現代日本の反公害闘争者が工場＝公害であり公害＝工場

⁶⁵⁾ William Cobbet, *Rural Rides*. ed., by G. D. H. & M. Cole, London, 1930, Vol. II, p. 608.

⁶⁶⁾ 1897年6月29日付の *SI* 宛の短い書翰。クレッグ (Ald. Sir Wm. Clegg ? Pollard, *op. cit.*, p. 103, 256) が the League (?) の努力はユートピア的だと述べたのに対し反駁して書かれた。

⁶⁷⁾ ③)を参照。

⁶⁸⁾ 首都に関するそれで、貴族院で否決 (川村, 前掲稿, 44—46頁)。

であるとみなし企業誘致に反対するのとたいして変わらないであろう。カーペンター、齢78のことであった。

しかも、後年の他の2編の論文から判るように、彼の公害研究は更に学際的な方向をとっていった。それらは、公害の気象学的工学的側面を詳しく論じている。

5. 総括と課題

Carpenter Collection の公害関係の文献は、19世紀末のシェフィールド勤労民衆が体験した公害・都市問題等の日常生活困難の感覚や、腐朽爛熟した市民社会に対する彼らの論理以前の批判的意識やを、かなり同質の同水準の位相でカーペンター自身も共鳴共有し、彼の繊細な感受性と冴えた知性によって、それらを更により高次の質のものに昇華し、彼の新聞への投稿を通じてそれを民衆に共有してもらい、それが民衆の公害闘争・反対へ蹶起する契機となりそれを推進する原動力となった通時的経緯を物語っている。まさにこの脈絡の中で、カーペンターは公害闘争の火付人であり扇動者であったのである。

そして、カーペンターらのシェフィールド社会主義者達の反公害闘争は、次の理由から、地方自治をめぐるシェフィールド住民運動・市民運動であり、資本からの人間と自然の奪還⁴⁰としての階級闘争でもあった。まず、その闘争対象が鉄鋼業の産業資本家層、その階級単独の行政執行機関タウン・カウンスル及

(39) THE SMOKE PAIL: how to cleanse Sheffield's air [cutting from] *The Sheffield Daily Telegraph*, June 1910; COAL AND WET WEATHER: an object lesson from Sheffield [cutting from] *The Daily News*, June 21, 1921.

(40) マルクス「労働はすべての富の源泉ではない。自然もまた労働と同じ程度に、使用価値の源泉である（そして、物的富は、たしかにこれらの使用価値からなりたっているのだ！）そして、労働そのものも一つの自然力すなわち人間労働力の発現にすぎない。……そして、人間があらゆる労働用具と労働対象との第一の源泉たる自然に対して、はじめから所有者としてたいし、この自然を人間の所有物としてとりあつかうかぎり、人間の労働は、使用価値の源泉となり、したがってまた富の源泉となる。……」『ゴータ綱領批判エルフルト綱領批判』、国民文庫、大月書店、1972年、36—37頁。

び有給治安判事達の司法当局の複合体であったから。次に、闘争の担い手・支持者は、水道・下水道・道路・ガス・街灯・公園・住宅・交通等の劣悪な都市生活環境であった・鋼工場に近接した労働者街（アッタークリフ・ウォークリ等）の住民（市政から排除された多数者）すなわち近代的賃金労働者であり、その多くは公害被害者であり、公害は社会経済的現象でありその被害は社会的階級の差別の結果であったから。最後に、資本はこのシェフィールド地域社会の人間労働力とそれを一部分とする自然（Natur⁴⁰）を収奪し搾取し破壊し汚染し尽し、人間から大気・緑等の自然を強奪した（資本の地域独占）が故に。

次に、カーペンターは、このキャンペーンによって市民の間に公害反対の世論を喚起し、公害発生者に公害の自主規制を強要することにより、シェフィールド鉄鋼業の産業資本の蓄積運動のあり方・賃労働の生産活動のあり方（市民社会の中の一地域社会のあり方）を問うことにもなったのである。

しかし、この闘争だけで公害はなくならなかったのである。それは、現代に至るまで新しい相貌において存続してきた。だから、自然と人間を破壊し尽して止まない smoke demon⁴¹ に対する「長征」が必要であった。

そのような長期の反公害闘争が要請されている状況にも拘らず、カーペンターの思想の多くは既に現代イギリス人の日常の思想になってしまったと主張する者⁴²もあるが、現代イギリスが今なお多数の公害の防止に努めなければならないという動かし難い事実⁴³は磐石の重みをもってこの見解を退けるのである。かくして、カーペンターの公害告発の澄んだ声は、20世紀後半のグレイト・ブリテンの地にいよいよ大きく響き渡るのである。

ポラードは、彼の労作⁴⁴において、同じ89年中の勤労者の住宅獲得運動に紙白

(41) ファース・カレッジ講義中の言葉。

(42) S. C. L., *op. cit.*, p. viii.

(43) 国立国会図書館調査立法考査局『イギリスの公害防止関係法制』1969年；テレンス・ベンディクソン「環境汚染対策に努力するイギリス」『英国だより』、第5巻第8号、1970年、1—8頁。

(44) Pollard, *op. cit.*

(45) *Ibid.*, p. 103.

E. カーペンターとシェフィールドの煤煙公害

をさいておきながら、⁽⁴⁹⁾ シェフィールド市民の間に広く深い反響を生み出したこの反公害闘争には一言も触れていないのは一体どうしたことであろう。否、1889年に煤煙公害そのものがあったという史実をすら無視している。労働者を歴史の主体として労働史の叙述へ正当に位置付けるといふ彼の方法的立場は、⁽⁴⁹⁾ 一体どこへ消えてしまったのだろうか。イギリスの著名なこのマルキストも、世界の経済学界を席卷し、GNPの飛躍的増大にのみならず、この我々の地球を回復したい人類史上未曾有の毒地獄へ突き落した公害の激発にも貢献した1950年代60年代の成長理論の venom に汚染し尽くされていたといふべきであろうか。

上来、私は、カーペンターの煤煙公害に関する所論を20世紀後半のこの日本における一公害反対者としての自分自身の公害認識に照して裁断するという分析手法をとった。筆者自ら本稿の欠陥(次の課題)として、以下ことを明示しておきたい。それは、第一に、Carpenter Collectionの公害関係の文献残り数点を使いえなかったこと、第二に、この闘争がイギリス公害史・公害闘争史、その公害史を裏面史とするイギリス産業史、及びその産業史と公害史の統一としてのイギリス資本主義発達史においていかなる歴史的位罫と意義を占めたかを解明していないこと、第三に、カーペンターの公害闘争や公害観が彼の思想的営為と内的にどう連関しているかを探求していないこと、最後に第四に、資本主義発展の段階と類型が異なれば、公害発生段階も類型も違ってくることを明確にしていないこと、である。

〔追記〕 脱稿後、都築忠七「カーペンター研究のために」『創文』1972年5月号、2—7頁、を入手した。カーペンターのいっそう内在的な理解の糧として、是非この玉稿を参看されたい。

(49) *Ibid.*, p.vii.